平成２４年（再イ）第７０号

静岡市葵区産女1272番地の１

再生債務者　赤堀　正卓

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号

宮崎市太田２丁目１番33号

再生債務者　菊木　　勇

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第４６号

鹿児島県鹿児島市平之町２番40―803号

再生債務者　豊山　康弘

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成25年６月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月６日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 12 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年６月３日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 19 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第Q138号

２、名称　オムロンヘルスケア株式会社

３、住所　京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地

４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 13 号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成25年６月３日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 19 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第Q139号

２、名称　欧姆龍（大連）有限公司

３、住所　中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区松江路３号

４、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 14 号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年６月３日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 25 年６月 19 日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第D139号

２、名称　株式会社太豊テクノス

３、住所　大分県大分市向原沖１丁目１番51号

４、特定計量器の種類　非自動はかり

１、承認番号　第D1310号

２、名称　株式会社太豊テクノス

３、住所　大分県大分市向原沖１丁目１番51号

４、特定計量器の種類　非自動はかり

独立行政法人大学評価・学位授与機構公告

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成 25 年６月 19 日　　独立行政法人大学評価・学位授与機構長　野上　智行

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「2,550時間以上」を「2,550単位時間以上」に改め、その下に「若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上」を加える。

附　則（平成25年５月14日）

この規則は、平成25年５月14日から施行し、平成25年度４月期の学位授与申請から適用する。

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

平成 25 年６月 19 日　　独立行政法人大学評価・学位授与機構長　野上　智行

記

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第12条中「論文審査の結果の要旨を」の下に「インターネットの利用により」を加える。

第13条第１項中「当該学位」を「当該博士の学位」に、「その論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文の全文」に改め、同条第２項中「当該論文」を「当該博士の学位の授与に係る論文」に改め、「この場合」の下に「において」を加え、同条第１項、第２項及び別記様式第２号の「印刷公表」を「公表」に改め、第２項の次に、次の一項を加える。

３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

附　則（平成25年５月14日）

この規則は、平成25年５月14日から施行する。

弁護士法第３０条の４第２項の規定に基づく預り金等の取扱いに関する規程

預り金等の取扱いに関する規程（平成二十五年五月二十一日会規第九十七号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十五年五月二十一日　　日本弁護士連合会

預り金等の取扱いに関する規程

（平成二十五年五月二十一日会規第九十七号）

（目的）

第一条　この規程は、弁護士又は弁護士法人である会員（以下「会員」という。）が職務に関して預かり保管する金員（以下「預り金」という。）及び預貯金（以下「預り預貯金」という。）の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（流用の禁止）

第二条　会員は、預り金及び預り預貯金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。

（預り金口座の開設）

第三条　会員は、預り金の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座（以下「預り金口座」という。）を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない。

（預り金の保管方法）

第四条　会員は、預り金を保管するときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管しなければならない。

２　会員は、一の事件又は一の依頼者について預り金の総額が五十万円以上となった場合において、当該預り金を十四営業日（日本銀行の休日を除いた日をいう。）以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち五十万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない。